

23消安第4983号
平成24年2月8日

社団法人 緑の安全推進協会会長 吉村正機 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について

日頃より、農薬行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）が制定され、ゴルフ場において農薬を使用する者は、毎年度当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないこととされております。

今般、「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について（平成22年6月18日閣議決定）において、国に提出される農薬使用計画書について、公表の方法や一部の都道府県に提出される計画書との関係の整理等、その取扱いについて検討して結論を得ることとされました。

これを受け、農薬使用計画書の公表について検討を進め、ゴルフ場における農薬の使用状況に対する国民の関心が高いことを鑑み、平成24年度より、農薬使用計画書の提出されているゴルフ場のリストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、農林水産本省並びに地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局において、農薬使用計画書の内容を一覧表に取りまとめたものを閲覧に供することといたしましたので、御了知願います。

つきましては、貴協会の会員に対し、このことについてご連絡いただけますようお願いいたします。なお、同様の趣旨の通知を社団法人 日本ゴルフ場事業協会理事長宛て発出していることを申し添えます。